

亀山市議会基本条例に伴う検討課題カルテ

改 作	定 成	H25- 5-10
--------	--------	-----------

検討課題	3	各種審議会等への議員派遣について	
区分	A		
関連条例内容	<p>(議会運営の原則)</p> <p>第4条 議会は、市民を代表する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 議会は、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならない。</p> <p>3 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映できるよう議会運営に努めなければならない。</p> <p>4 議会は、議会の会議における市民の傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。</p> <p>5 議会は、本会議並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)の会議においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 議会の委員会は、それぞれの設置の目的に応じた機能が十分に発揮できる委員会の運営に努めなければならない。</p> <p>7 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心とした議会運営に努めなければならない。</p>		
検討内容	<p>各種審議会等への議員の派遣の是非についての検討。</p> <p>H23-11-22第3回検討部会提起、H24-11- 2第8回検討部会で考え方を決定 H25-2-18第10回検討部会で最終確認</p>		
	現状分析	議論する内容	対応内容
	<p>①議員派遣の委員会は、</p> <p>ア) 上位法令で必置のもの 亀山市都市計画審議会(都市計画法) 亀山市民生委員推薦会(民生委員法)</p> <p>イ) 亀山市条例で議員と明記のもの 亀山市総合計画審議会(総合計画審議会条例) 亀山市水道水源保護審議会(水道水源保護条例) 亀山市住居表示審議会(住居表示審議会条例) 亀山市廃棄物減量等推進審議会(廃棄物の処理及び清掃に関する条例)</p> <p>ウ) 規約・要綱で議員と明記のもの 亀山市森林管理協議会(森林管理協議会要綱) 亀山市農業振興地域整備促進協議会(農業振興地域整備促進協議会要綱) 亀山市農業再生協議会(農業再生協議会規約)</p> <p>エ) 条例・規程で識見を有するものと明記 亀山市国民健康保険運営協議会(国民健康保険法、</p>	<p>①各種審議会に議会からの派遣が必要か、派遣の是非について検討</p> <p>②4条での議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保する点、市の政策決定及び市長その他の執行機関の事務の執行に関し、監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行う機能が十分に発揮できる議会運営に努めなければならないの視点からの議論とする。</p>	<p>①(株)ぎょうせいと委託契約を行い、各種審議会等への議員派遣についての考え方について検討を依頼。</p> <p>②ぎょうせいからの報告に基づき、基本的な考え方を検討。</p> <p>③H24-11-2第8回検討部会で基本的に議員を派遣しないことを確認。但し、上記法令に必置義務のあるものは除外する。</p> <p>④H24-11-12議長より市長に議員を派遣しない旨口頭にて申し入れ。</p> <p>⑤H24-11-20付けで総務部長名で申し入れに対する検討結果意見書が提出される。</p> <p>⑥H25-1-10検討結果意見書に対し、議会の意見を議長名で送付。</p> <p>⑦H25-1-29付けで、市長より「審議会等への議会の議員を派遣しない」との議会の意見に対し、基本的に尊重する旨の回答が提出される。</p>

現状分析	議論する内容	対応内容
国民健康保険条例) 亀山市社会福祉協議会(社会福祉協議会評議員選 任規程)…H24.9.13代表者会議で派遣せず 亀山市行政改革推進委員(行政改革推進委員会条 例)…H24.6.13代表者会議で派遣せず オ)その他(監事) 亀山市土地開発公社(土地開発公社定款)		⑧H25-2-18第10回検討部会で最終確認。3月定例会 で条例改正を提案。 規則・要綱についても所要の改正を行う。

各種審議会等への議員の派遣の基本的な考え方について

①各種審議会等への議員派遣をしないことについて

●コンサルタント契約の(株)ぎょうせいの見解により、委員会や審議会への議会からの委員派遣については、二元代表制の視点、議会の役割、行政への監視評価の視点、議決を伴う案件への視点等を勘案する必要があるとのこと。

特に議会基本条例を策定している議会ほど改善検討が進行しているとのこと。この背景としては、基本条例に議会の役割を定義したこと(基本条例第4条議会運営の原則)、理事者側に議論における必要資料の提示を求めていること(基本条例第10条市長の提案説明)などから、議会の議論の前段となる政策議論に議員が加わるべきでないとの議論が増大しているのが現状。基本条例制定を理由に、執行部側への委員の派遣を中止した団体もでている。

議会基本条例を策定した議会は、「議会の役割」を明確に定義し、有権者に広く周知・アピールしているからこそ、執行部側の組織する審議会や策定委員会等には関わらすべきではない。しかし、議会は審議会や策定委員会等において議論された内容を知る必要は有り、また、その内容を確認した上で、執行部側がまとめた案に対して、委員会等での議論が反映されているのか、住民の声が反映された内容になっているのかを検証、さらにはその進捗を議会全体で監視評価していく責務もあるものと考え。

●自治日報社の「議会運営の実際」でも、審議会等への委員には就任しないことが望ましいとしている。

議員が委員として参加した審議会等の答申等を参考にして長が議案を作成し議会に提案したとき、委員となった議員は議案審査で鋭い質疑を行うことが出来なくなり、他の議員も議員が参加し作成した議案の審議には遠慮がちにもなり、これでは議員が委員に就任することで議会の審議権を抑制することになり、議会の役割を十分に果たせなくなる。

委員に就任することは議会の監視権、審議権行使に支障があることから、最近では法令に定めるものを除き委員を辞退する議会が多くなりつつある。

●これらの見解により、上記法令に必置義務のあるものを除き、基本的には議員を派遣しないこととする。

2. 各委員会への見解について

●今回、派遣について見解を求められている審議会、協議会から最終的に提出される計画について、確認が必要。この計画により、事業にどのように影響があるのかの確認も必要。これ迄各策定時に議会への説明についてどのように考えてきたのかについても確認。

●審議会や協議会への委員での派遣ではなく、議論の最終段階で議会の関与が必要であれば、常任委員会での議論としたい。

●議論の後、議案として提出される協議会については特に、議会からの委員の派遣でなく、議案提出までの事前説明や議案提出後での議会での審査に委ねたい。

●外郭団体についての委員の派遣は、外郭団体自体の議論が行えないことから、委員派遣で事業内容の把握が出来る面はあるが、逆にこれ迄議論が出来ないとしていたことから、決算時等における事業報告や質疑が出来るとして重要な点ではないか。この点についても今後執行部との協議を重ねたい。

【懸案事項】

●議会が委員派遣ではなく、今後どのように執行部の案に対して議論を行っていくのか、関与について今後執行部と議論を重ねていく必要があるものと考え、検討部会でも関与についての議論を行っている段階で、早急に考えのとりまとめを行うものとする。

■ 検討経過日程

H23-11-22 第3回検討部会提起

H24-11- 2 第8回検討部会で考え方を決定

H24-12- 4 第3回議会改革推進会議で検討部会での基本的に派遣しない旨の決定内容について報告

H25-1-21 第4回議会改革推進会議で議会の意見内容を確認

H25-2-18 第10回検討部会で最終確認

■ 別紙1、各種審議会・委員会一覧表

